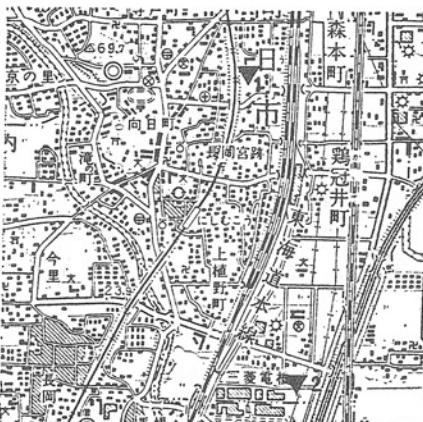


京都・長岡宮・京跡



(京都西南部)

- 1 所在地 京都府向日市森本町下森本・上植野町十ヶ坪
- 2 調査期間 北辺官衙南部 一九八三年(昭58)一月、左京四条二坊六町 八三年一二月～八四年(昭59)三月
- 3 発掘機関 向日市教育委員会
- 4 調査担当者 山中 章・宮原晋一
- 5 遺跡の種類 官衙跡・都城跡
- 6 遺跡の時代 八世紀末
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一 北辺官衙南部 (宮第一四二次調査7 AN7H地区)

調査地は長岡宮北辺官衙地区南部の、中央より東二町の区画に相当する。調査は公共施設の新築に伴う事前調査として、約二〇〇m²について実施したもので

ある。付近では過去に長岡宮跡第一号の木簡を出土した川跡が存在し、本調査においてもこれに関連する遺構の検出が期待された。調査の結果、旧地表下〇・五mの深さで長岡京時代の沼状の抜がりが検出された。

木簡はこの沼状の堆積土の中から二点出土した。調査地が狹少なため、沼状遺構の規模・性格については不明である。

共伴した遺物には、土師器、須恵器、人形、曲物等がある。特に須恵器の杯片に「□所」と墨書したものがあり、木簡との関連が注目される。

二 左京四条二坊六町 (左京第一〇六次調査7 ANFTB-3地区)

調査地は左京四条二坊六町に相当する。調査は民間の宅地造成に伴う事前調査として約一八五〇m²について実施したものである。長岡京時代の検出遺構としては、四条第二小路の南北両側溝、掘立柱建物五棟、井戸一基、土壙一基等がある。本調査地の長岡京時代の遺構は、四条第二小路の北側溝が機能していた第一期と、北側溝を埋積、整地した後の第二期に大別できる。木簡は第二期に相当する井戸SE〇三三九の最下層より一点出土した。井戸は縦板組横桟どめとして分類される構造をもち、二段に分けて構築されている。平面形は一辺一・一mの方形をなし、深さ三・〇mを測る。井戸底には河原石・木炭が敷きつめられていた。

井戸より出土した遺物には、木簡の他、土師器、須恵器、曲物底

板、斎串、櫛、独楽、籠等がある。墨書き器には、「八千」と記す須恵器の杯Bがある。

8 木簡の釈文・内容

一 北辺官衙南部

(1) • ×道郡胡麻油一斗七升五合

延暦八年□□月七日

(126)×28×6 019

(2) 「 戸主粟田 牛甘戸口 」 180×(11)×7 051

二 左京四条二坊六町

(1) • 鑑取 □□ □□連□□ □連□田連美□ 草連□

• □

十 番 □

女

365×19×6 011

(1)は上端折損。胡麻油を貢進した荷札である。胡麻油は始め調副物の品目であったが、養老元年(717)調副物と中男の正調を廃止し、中男作物を輸させることになつて後(『続日本紀』養老元年一月戊午条)、中男作物の品目となつた。したがつて(1)は中男作物の荷札と推定できる。□道郡という郡単位で貢進されていることもこれを裏付ける。

□道郡の地名は、備前国上道郡か備中國下道郡に該当しよう(『和名抄』)。一郡の他に、隱岐国隠岐郡を役道郡と記す例もあるが(天平五年隱岐国正税帳)、『延喜式』によると、備前・備中二国は中男作物として胡麻油を貢進するのに対し、隱岐国は貢進しないので、

(1)には該当しない可能性が強い。また、中男作物の納期が調庸と同様とすると、近国は一〇月三〇日、中國は一月三〇日迄に納入し終えなければならないので(賦役令調庸物条)、国元を一月七日に

1983年出土の木簡

発進したと解せるこの木簡は、近国の備前国上道郡ではなく中國の備中國下道郡のものとなる。

次に、一斗七升五合は現量一二・六七で一甕の容量と思われる。

これは賦役令の調副物の規定によると大方で中男一〇〇〇人分の貢納量に相当し、『延喜式』の規定では二五人分に相当する。

(2)は左半欠損。荷札と思われるが、本来地名を記入すべき上端、戸口名を記入すべき下端がともに空白のままになつていてる。

先に裏面に横書きした後、上下端を二次的に切断、左右辺を削り調整して表面に墨書きしたもの。裏面の第一字～第五字の行間は各八cmと等しい。

(清水みき)